
プロジェクト	収益認識に関する包括的な会計基準の開発
項目	第 72 回收益認識専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 72 回收益認識専門委員会（2016 年 10 月 25 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

開発する日本基準に関する全般的事項

（開発する日本基準の構成）

2. 開発する日本基準における記載を簡素化する観点からは、IFRS 第 15 号において付録 B 適用指針に記載されているものは、企業会計基準ではなく、企業会計基準適用指針に含め、企業会計基準は用語の定義や IFRS 第 15 号における 5 ステップについて記載されたものとし、具体的な処理については企業会計基準適用指針に含めることがよいのではないか。
3. 個別論点の検討が一通り進んだ時点で、開発する日本基準全体の構成を改めて検討することがよいのではないか。
4. IFRS 第 15 号における例示としての記載については、開発する日本基準にも記載することで、読み手にとって理解しやすく、作成者にとって役に立つものがあると考えられる。
5. 開発する日本基準のバランスを考えると、最終的な見直しにおいて、自明である記載について削除することを検討する必要があると考えられる。
6. 開発する企業会計基準の構成について、IFRS 第 15 号と同様に、認識と測定に区分して記載するか、IFRS 第 15 号のステップ 1 から 5 に沿った順番で記載するか、いずれがより理解しやすいかを検討する必要があると考えられる。

（開発する日本基準の表現）

7. 「表現を見直した文案」については、より読みやすく自然な日本語となるよう、表現を見直す必要があるのではないか。
8. 理解が容易でない日本語の表現を用いるよりも、我が国で定着しているカタカナ言

葉を用いた方が日本基準を適用している企業にとって理解が容易となることもあるのではないか。

(その他)

9. IFRS 第 15 号と開発する日本基準の間で財務諸表の比較可能性を確保するためには、投資家の判断に影響を与える主要な業績指標の差異が大きくはないということを最低限担保することが重要であると考えられる。
10. 日本基準の開発にあたっては、IFRS 第 15 号に対するエンドースメント手続における検討とも連携する必要があると考えられる。

【論点 4】追加的な財又はサービスに対する顧客のオプション

11. ポイント制度については、税法の規定に合わせて、各企業において、基本的な考え方を踏まえて、合理的な判断のもとで様々な方法が実務で行われていると考えられるため、その実態を把握したうえで、今後の検討を進めるのがよいのではないか。
12. 売価を基礎としたポイント引当金を計上しているケースは、各期の利益に与える影響は少ないものの、収益の認識時期に相違があるため、収益認識に関する会計基準の開発において考慮される収益金額の財務諸表間の比較可能性という観点からの検討が重要なのではないか。
13. 開発する日本基準において重要性について言及することは、実務上の負荷を軽減する可能性があると考えられる。
14. ポイントの付与については、必ずしも履行義務を識別することにはならないということを開発する日本基準で示すことも考えられるのではないか。

【論点 5】知的財産ライセンスの供与

15. 「表現を見直した文案」第 3 項について、知的財産の変化が「形態又は機能性」のみに限定されているが、IFRS 第 15 号 B59A 項(b)の記載を踏まえて修正することがよいのではないか。
16. 「表現を見直した文案」第 7 項の「主な項目」については、IFRS 第 15 号の日本語訳の「支配的な項目」から表現を見直しているものであるが、「支配的な項目」という言葉の方が IFRS 第 15 号における意図が伝わる表現となるのではないか。
17. ライセンスの供与については、一般的な履行義務の定めとは異なる要件で判断する

必要があり、実務上非常に難しい論点であることから、開発する日本基準においても一定の検討が必要になると考えられるが、IFRS 第 15 号の設例のうち、我が国の財務諸表作成者の理解に役立つものを開発する日本基準の設例に含めることで一定の手当は可能となるのではないかと考えられる。

18. ソフトウェア等のライセンスの供与については、米国基準に例示があり、設例の作成について今後検討すべき課題の候補とすることが考えられるのではないかと考えられる。
19. ライセンスの供与に関する履行義務の識別は実務上困難であると考えられるため、履行義務の識別の論点においても、検討することが必要であると考えられる。

【論点 10】一時点で充足される履行義務

20. 「表現を見直した文案」第 4 項の記載については、IFRS 第 15 号第 38 項における意図が正確に伝わる表現となっているか見直す必要があるのではないかと考えられる。
21. 割賦販売については、IFRS 第 15 号における考え方と大きく異なるため、今後検討すべき課題としないことも考えられるのではないかと考えられる。
22. 開発する日本基準にガイダンスや設例を追加することが難しい場合において、ASBJ が作成することは困難かもしれないが、実務における標準的な会計処理を共有する方策があるとよいのではないかと考えられる。

【論点 13】本人か代理人かの検討

23. 収益の総額・純額表示の取扱いの変更により、主要な業績指標が大きく異なる場合も想定されるため、一定の開示や移行期の経過措置を設けることを検討する必要があるのではないかと考えられる。
24. ガイダンスの追加や設例の作成については、意見募集文書等で聞かれた取引が国際的にも見られる取引かどうかによって今後検討すべき課題に含めるか否かを判断しているが、判断の困難さなどについて我が国の実務に役立つものとなるのかという観点で判断することがよいのではないかと考えられる。

【論点 14】第三者に代わって回収する金額

25. 取引価格の定義とその考慮すべき事項については、IFRS 第 15 号における原則的な記載であるため、企業会計基準における「取引価格の算定」に含めるべきではないと考えられる。

か。

26. 間接税が各国の税制において異なるというのは間接税自体の特徴であり、間接税は我が国に特有な取引とはいえないのではないか。
27. 「第三者に代わって回収する金額」については、実務において多様な考え方が生じる可能性があると考えられるため、その意味又は定義を示すことが必要なのではないか。

以 上